

株式会社エス・ピー・シーに対する勧告について

令和8年6月18日
公正取引委員会

公正取引委員会は、本日、株式会社エス・ピー・シー（以下「エス・ピー・シー」という。）に対し、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」という。）第8条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく勧告を行った（詳細は別添勧告書参照）。

法人番号	8500001000957
名称	株式会社エス・ピー・シー
本店所在地	松山市湊町七丁目3番地5
代表者	代表取締役 岡田 克志
事業の概要	出版業、広告制作業等
資本金	2000万円

違反事実の概要	<p>エス・ピー・シーは、雑誌、パンフレット、ウェブサイト等の制作等に係る原稿、デザイン、写真データ等の作成、イベント等の実施に係る司会等を委託していた（以下、これらの委託を「本件業務委託」と総称する。）ところ、</p> <ol style="list-style-type: none">1 特定受託事業者84名に対し本件業務委託をした際に、直ちに、明示事項^(注1)の全部又は一部を、書面又は電磁的方法により当該事業者に対し明示しなかった。2 特定受託事業者31名に対し本件業務委託をした際に、当該事業者からの請求書の提出が遅れたこと又は自社の事務処理が遅れたことを理由として、当該事業者の給付を受領したにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日までに報酬を支払わなかった。3 特定受託事業者36名に対し本件業務委託をした際に、当該事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬を当該事業者の金融機関口座に振り込む際の手数料を当該事業者の負担とすることを書面又は電磁的方法で合意することなく、当該事業者に対する報酬の額から、手数料として計55,770円を差し引いた^(注2)。 <p>なお、エス・ピー・シーは、令和8年6月4日、特定受託事業者に対し、減じた額を支払った。</p>
---------	--

(注1) フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第1項に規定するものをいう。

(注2) 令和8年1月1日以降の業務委託（発注）分については、特定受託事業者との合意の有無にかかわらず、振込手数料を報酬の額から差し引くことは報酬の減額に該当する。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所フリーランス課 電話 087-802-1700（直通） 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部第四上席取引適正化検査官 電話 03-3581-2025（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

勧告の概要	エス・ピー・シーは、今後、特定受託事業者に対し業務委託をした場合に、特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減じないこと等
参照条文	フリーランス・事業者間取引適正化等法 第3条第1項（取引条件の明示義務） 第4条第5項（期日における報酬支払義務） 第5条第1項第2号（報酬の減額の禁止）

株式会社エス・ピー・シーに対する勧告(概要)

【フリーランス・事業者間取引適正化等法】



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



業務委託の内容

雑誌等の制作等に係る原稿、デザイン、写真データ等の作成等



ライター、デザイナー、
カメラマンなど(115名)
(特定受託事業者)

(株)エス・ピー・シー
(特定業務委託事業者)

違反行為の概要

- 1 特定受託事業者84名に対し、業務委託をした際、直ちに、取引条件を明示しなかった。(注1)
- 2 特定受託事業者31名に対し、請求書の提出が遅れたこと又は自社の事務処理が遅れたことを理由として、報酬の支払期日までに報酬を支払わなかった。(注2)
- 3 特定受託事業者36名と書面又は電磁的方法で合意することなく、報酬の額から振込手数料を差し引いた(計55,770円)。(注3)(注4)(注5)



勧告の概要

特定受託事業者に係る取引の適正化を図るため、

- ① 取締役会の決議(今後、取引条件を明示すること、支払期日までに報酬を支払うこと、報酬の額を減じないこと等を確認)
- ② 特定受託事業者との取引について、取引条件の明示、期日までの報酬の支払及び減額の観点から問題が生じていなかったのかを調査し、問題が認められた場合には必要な措置を講ずる
- ③ 研修を行うなど、社内体制を整備する など

(注1)取引条件の明示義務

特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、給付の内容、報酬の額、支払期日等の取引の条件を、書面又は電磁的方法により明示しなければならない(法第3条第1項)。

(注2)期日における報酬支払義務

給付を受領した日又は役務の提供を受けた日から60日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定め、その支払期日までに報酬を支払わなければならない(法第4条第1項・第5項)。

(注3)報酬の減額

特定受託事業者に責任がないのに、報酬の額を減じてはならない(法第5条第1項第2号)。

(注4)株エス・ピー・シーは、令和8年6月4日、特定受託事業者に対し、減じた額を支払った。

(注5)令和8年1月1日以降の業務委託(発注)分については、特定受託事業者との合意の有無にかかわらず、振込手数料を報酬の額から差し引くことは報酬の減額に該当する。

1 フリーランス・事業者間取引適正化等法の概要

(1) 目的 (第1条)

取引の適正化・就業環境の整備

(2) 本法の対象 (第2条第1項、第5項、第6項)

フリーランス : 「特定受託事業者」

発注事業者 : 「業務委託事業者」又は「特定業務委託事業者」

(3) 義務と禁止行為 (第3条～第5条、第12条～第14条、第16条)

本法の規制は、**取引の適正化** と **就業環境の整備** の2つのパートで構成され、適用される義務と禁止行為は次のとおりです。

ア 発注事業者(業務委託事業者)が業務を委託する場合

義務 **取引の適正化**

- ① 取引条件の明示義務 (第3条)

イ 発注事業者(特定業務委託事業者)が業務を委託する場合

義務 **取引の適正化**

- ① 取引条件の明示義務 (第3条)
- ② 期日における報酬支払義務 (第4条)

義務 **就業環境の整備**

- ④ 募集情報の的確表示義務 (第12条)
- ⑥ ハラスメント対策に係る体制整備義務 (第14条)

ウ 発注事業者(特定業務委託事業者)が一定期間※以上の期間行う業務を委託する場合

※ 「一定期間」は、取引の適正化については1か月、就業環境の整備については6か月

義務 **取引の適正化**

- ① 取引条件の明示義務 (第3条)
- ② 期日における報酬支払義務 (第4条)

禁止行為 **取引の適正化**

- ③ 発注事業者の禁止行為 (第5条)

- ・受領拒否の禁止
- ・報酬の減額の禁止
- ・返品 of 禁止
- ・買ったたきの禁止
- ・購入・利用強制の禁止
- ・不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- ・不当な給付内容の変更・やり直しの禁止

義務 **就業環境の整備**

- ④ 募集情報の的確表示義務 (第12条)
- ⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮義務 (第13条)
- ⑥ ハラスメント対策に係る体制整備義務 (第14条)
- ⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示義務 (第16条)

(4) 違反への対応 (第6条～第9条、第11条、第17条～第20条、第22条、第24条～第26条)

報告徴収・立入検査(第11条および第20条)

指導・助言(第22条)

中小企業庁の措置請求(第7条)

勧告(第8条及び第18条)

命令・公表(第9条および第19条)

罰金・過料(第24条～第26条)

※報復措置の禁止 (第6条第3項および第17条第3項)

2 参照条文

○ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 個人であって、従業員を使用しないもの
- 二 法人であって、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。第六項第二号において同じ。）がなく、かつ、従業員を使用しないもの

2 （略）

3 この法律において「業務委託」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 事業者がその事業のために他の事業者に物品の製造（加工を含む。）又は情報成果物の作成を委託すること。
- 二 事業者がその事業のために他の事業者に役務の提供を委託すること（他の事業者をして自らに役務の提供をさせることを含む。）。

4 前項第一号の「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）
- 二 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの
- 三 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの

四 （略）

5 この法律において「業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者をいう。

6 この法律において「特定業務委託事業者」とは、業務委託事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 （略）
- 二 法人であって、二以上の役員があり、又は従業員を使用するもの

7 この法律において「報酬」とは、業務委託事業者が業務委託をした場合に特定受託事業者の給付（第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、当該役務の提供をすること。第五条第一項第一号及び第三号並びに第八条第三項及び第四項を除き、以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

（特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等）

第三条 業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により特定受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならない。

2 （略）

(報酬の支払期日等)

第四条 特定業務委託事業者が特定受託事業者に対し業務委託をした場合における報酬の支払期日は、当該特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、当該特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた日。次項において同じ。）から起算して六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

2～4 (略)

5 特定業務委託事業者は、第一項若しくは第三項の規定により定められた支払期日又は第二項若しくは前項の支払期日までに報酬を支払わなければならない。ただし、特定受託事業者の責めに帰すべき事由により支払うことができなかつたときは、当該事由が消滅した日から起算して六十日（第三項の場合にあっては、三十日）以内に報酬を支払わなければならない。

6 (略)

(特定業務委託事業者の遵守事項)

第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

一 (略)

二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること。

三～五 (略)

2 (略)

(勧告)

第八条 公正取引委員会は、業務委託事業者が第三条の規定に違反したと認めるときは、当該業務委託事業者に対し、速やかに同条第一項の規定による明示又は同条第二項の規定による書面の交付をすべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 公正取引委員会は、特定業務委託事業者が第四条第五項の規定に違反したと認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、速やかに報酬を支払うべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 (略)

4 公正取引委員会は、特定業務委託事業者が第五条第一項（第一号に係る部分を除く。）の規定に違反したと認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、速やかにその報酬の額から減じた額を支払い、特定受託事業者の給付に係る物を再び引き取り、その報酬の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

5・6 (略)

○ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令（令和六年政令第二百号）（抄）

(法第五条第一項の政令で定める期間)

第一条 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の政令で定める期間は、一月とする。

公取適第626号
令和8年6月18日

松山市湊町七丁目3番地5
株式会社エス・ピー・シー
同代表者 代表取締役 岡田克志

公正取引委員会
同代表者 委員長 茶谷栄治

勧告書

公正取引委員会は、株式会社エス・ピー・シー（以下「エス・ピー・シー」という。）に対し、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」という。）第8条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、次のとおり勧告する。

主 文

- 1 エス・ピー・シーは、フリーランス・事業者間取引適正化等法を遵守する体制を確立するため、次の措置を講ずること。
 - (1) 次の事項を取締役会の決議により確認すること
 - ア 別表1の「特定受託事業者」欄記載の事業者に対し業務委託をした際に、直ちに、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項（フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第1項に規定するものをいう。以下「明示事項」という。）を、書面又は電磁的方法により当該事業者に対し明示しなかったことは、同項の規定に違反するものであること
 - イ 今後、特定受託事業者に対し業務委託をした場合に、

直ちに、明示事項を、書面又は電磁的方法により当該特定受託事業者に対し明示すること

ウ 別表2の「特定受託事業者」欄記載の事業者に対し業務委託をした際に、フリーランス・事業者間取引適正化等法第4条第1項の支払期日までに報酬を支払わなかったことは、同条第5項の規定に違反するものであること

エ 今後、特定受託事業者に対し業務委託をした場合に、当該特定受託事業者に対し、フリーランス・事業者間取引適正化等法第4条第1項の規定により定められた支払期日までに報酬を支払うこと

オ 別表3の「特定受託事業者」欄記載の事業者に対しフリーランス・事業者間取引適正化等法第5条に規定する業務委託をした際に、当該事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬を当該事業者の金融機関口座に振り込む際の手数料を、当該事業者の負担とすることを書面又は電磁的方法で合意することなく、報酬の額から差し引いた行為は、同条第1項第2号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること

カ 今後、特定受託事業者に対しフリーランス・事業者間取引適正化等法第5条に規定する業務委託をした場合に、特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減じないこと

(2) 令和7年8月1日から令和8年6月18日までの間に、別表1から別表3までの「特定受託事業者」欄記載の事業者に対し業務委託をした内容と同種又は類似の内容の業務委託をした特定受託事業者に係る取引について、フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第1項、第4条第5項及び第5条第1項第2号の観点から問題が生じていなかったのかを調査し、問題が認められた場合には、特定受託事業者に係る取引の適正化のために必要な措置を講ずること

(3) 今後、以下について、自社の役員及び従業員に対する

フリーランス・事業者間取引適正化等法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること

ア 特定受託事業者に対し業務委託をした場合に、直ちに、明示事項を、書面又は電磁的方法により当該特定受託事業者に対し明示すること

イ 特定受託事業者に対し業務委託をした場合に、当該特定受託事業者に対し、フリーランス・事業者間取引適正化等法第4条第1項の規定により定められた支払期日までに報酬を支払うこと

ウ 特定受託事業者に対しフリーランス・事業者間取引適正化等法第5条に規定する業務委託をした場合に、特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減じないこと

2 エス・ピー・シーは、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。

(1) この勧告を受けたこと及びこの勧告書(別表を除く。)の内容

(2) 前記1に基づいて採った措置

3 エス・ピー・シーは、次の事項を取引先特定受託事業者に通知すること。

(1) この勧告を受けたこと及びこの勧告書(別表を除く。)の内容

(2) 前記1及び2に基づいて採った措置

4 エス・ピー・シーは、前記1から3までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

理 由

第1 事実

1 (1) エス・ピー・シーは、肩書地に本店を置き、出版業、広告制作業等を行う法人たる事業者であって、二以上の役員があり、従業員を使用している。

(2) 別表1から別表3までの「特定受託事業者」欄記載の事業者は、個人であって、従業員を使用していない又は法人であって、一の代表者以外に他の役

員がなく、かつ、従業員を使用していない。

- (3) エス・ピー・シーは、別表1から別表3までの「特定受託事業者」欄記載の事業者に対し、雑誌、パンフレット、ウェブサイト等の制作等に係る原稿、デザイン、写真データ等の作成、イベント等の実施に係る司会等を委託していた（以下、これらの委託を「本件業務委託」と総称する。）。
- 2 エス・ピー・シーは、令和6年11月1日から令和7年7月31日までの間、別表1の「特定受託事業者」欄記載の事業者84名に対し本件業務委託をした際に、直ちに、明示事項の全部又は一部を、書面又は電磁的方法により当該事業者に対し明示しなかった。
- 3 エス・ピー・シーは、令和6年11月1日から令和7年7月31日までの間、別表2の「特定受託事業者」欄記載の事業者31名に対し本件業務委託をした際に、当該事業者からの請求書の提出が遅れたこと又は自社の事務処理が遅れたことを理由として、当該事業者の給付を受領したにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日までに報酬を支払わなかった。
- 4(1) エス・ピー・シーは、別表3の「特定受託事業者」欄記載の事業者36名に対し、同表の「業務委託の期間」欄記載の期間における本件業務委託を行った。
- (2) エス・ピー・シーは、令和6年11月1日から令和7年7月31日までの間、別表3の「特定受託事業者」欄記載の事業者36名に対し本件業務委託をした際に、当該事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬を当該事業者の金融機関口座に振り込む際の手数料を当該事業者の負担とすることを書面又は電磁的方法で合意することなく、前記(1)の委託に係る当該事業者に対する報酬の額から、手数料として同表の「減じた額」欄記載の計55,770円を差し引いた。
- 5 前記4(2)の行為に関し、エス・ピー・シーは、令和8年6月4日、別表3の「特定受託事業者」欄記載の事業者に対し、同表の「減じた額」欄記載の額を支払った。

第2 法令の適用

前記事実によれば、別表1から別表3までの「特定受託事業者」欄記載の事業者は、フリーランス・事業者間取引適正化等法第2条第1項に規定する特定受託事業者に、本件業務委託は、同条第3項に規定する業務委託に、エス・ピー・シーは、同条第5項に規定する業務委託事業者及び同条6項に規定する特

定業務委託事業者に、それぞれ該当するところ

- 1 エス・ピー・シーの前記第1の2の行為は、特定受託事業者に対し業務委託をした際に、直ちに、明示事項を、書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなかったものであり、フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第1項の規定に
- 2 エス・ピー・シーの前記第1の3の行為は、フリーランス・事業者間取引適正化等法第4条第1項の規定により定められた支払期日までに報酬を支払わなかったものであり、同条第5項の規定に
- 3 エス・ピー・シーの前記第1の4(2)の行為は、特定受託事業者に対しフリーランス・事業者間取引適正化等法第5条に規定する業務委託をした際に、特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減じたものであり、同条第1項第2号に掲げる行為に該当し、同項の規定に

それぞれ違反するものである。

よって、エス・ピー・シーに対し、フリーランス・事業者間取引適正化等法第8条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、主文のとおり勧告する。

【別表については添付省略】